

2019年3月28日

各 位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 松田元
(コード番号:3808 名証セントレックス)
問い合わせ先 取締役経営管理本部長 野崎正徳
電話番号 03-5793-1195

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年11月9日に第三者割当により発行した株式会社オウケイウェイヴ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第1回新株予約権付社債」といいます。）総額2,249,989,950円の全てにつき買入れ及び消却を行うこと、2018年10月31日に発行した株式会社オウケイウェイヴ第15回新株予約権（第三者割当）（以下「第15回新株予約権」といいます。）未行使分4,000個の全てにつき買入れ及び消却を行うこと、並びに第三者割当により株式会社オウケイウェイヴ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第2回新株予約権付社債」とい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）及び株式会社オウケイウェイヴ第16回新株予約権（以下「第16回新株予約権」といいます。）を発行すること（以下、第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」とい、第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入消却、並びに本第三者割当を総称して「本リファイナンス」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I 第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入消却について

1. 買入消却を行う理由

当社は、2018年10月15日付「Palantir Technologies Inc. 株式の一部取得及び子会社（孫会社）の異動並びに第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第15回新株予約権の発行に関するお知らせ」（以下「2018年10月15日付開示」といいます。）に記載のとおり、CVI Investments, Inc. を割当先とする第三者割当により、2018年11月9日に第1回新株予約権付社債を、また、2018年10月31日に第15回新株予約権をそれぞれ発行しました。

当社及びCVI Investments, Inc. は、第1回新株予約権付社債の下限転換価額及び第15回新株予約権の下限行使価額を当初、過度に低い価額での転換又は行使による極端な希薄化の防止を理由として、それぞれ2018年10月15日付開示の直前営業日の終値の50%（1,476円）及び当該終値と同額（2,951円）と設定しておりました。しかし、第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権のそれぞれの割当日以降、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）に

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

おける当社普通株式の株価は下落し、現在の株価水準（2019年3月27日までの1か月平均株価（終値）1,811円、2019年3月27日終値1,712円）は、第15回新株予約権の下限行使価額を下回る水準で推移しており、また第1回新株予約権付社債については、直近では下限転換価額を上回っているものの、2018年12月及び2019年1月の当社株価の値動きを見ると第1回新株予約権付社債の下限転換価額を下回っていた時期もあります。そのため、現在の株価水準では2018年10月15日付開示「II. 第三者割当により発行される新株式、新株予約権付社債及び新株予約権の募集 2. 募集の目的及び理由 （2）本第三者割当を選択した理由 <本新株予約権付社債> (ii) デメリット (イ) リファイナンス対応が必要となる可能性」及び同「<本新株予約権> (ii) デメリット (イ) 株価低迷時に、権利行使がなされない可能性」に記載しておりますとおり、第1回新株予約権付社債の償還義務が発生するリスク及び第15回新株予約権の行使が進まないリスクが高い状態と判断いたしました。

具体的には、現在、第1回新株予約権付社債総額2,249,989,950円の全てについて未だ当社普通株式への転換は行われていませんが、2018年10月15日付開示「II. 第三者割当により発行される新株式、新株予約権付社債及び新株予約権の募集 1. 募集の概要<本新株予約権付社債発行の概要> (11) その他 (3)」に記載のとおり、転換価額の第1回目の修正日である2019年5月9日の修正後の転換価額がその下限転換価額を下回り、当社に、第1回新株予約権付社債の総額の6分の1に相当する額(374,998,325円)を404,998,191円で償還する義務が生じる可能性があります。また、現在、第15回新株予約権4,000個の全てについて未行使という状況ですが、今後も第15回新株予約権の権利行使がされず、当初予定していた資金調達ができない可能性があります。

当社といたしましては、第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の発行により調達した資金は、既にその全額を「II 第三者割当による第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行について 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途 ①第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の資金使途と充当状況」に記載のとおり充当済みであり、現在の財務状態に鑑みますと、上記のような第1回新株予約権付社債の償還を行うことは困難です。そのため、当社は、第1回新株予約権付社債についてその全てを買入消却した上で、新たに発行する新株予約権付社債によって、負債の資本への転換を促進する必要があると判断しました。また、第15回新株予約権についてもその全てを買入消却した上で、新たに発行する新株予約権の早期行使によって事業成長資金の獲得及び当社の持分法適用関連会社である株式会社LastRoots（以下「LastRoots社」といいます。）を連結子会社化することに伴う新たな資金需要への対応を行う必要があると判断いたしました。以上の理由で、当社はCVI Investments, Inc.との間で、リファイナンス対応を行うことに関する交渉を進めてまいりました。

その結果、当社は、「2. 買入消却の内容」及び「II 第三者割当による第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行について 2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、CVI Investments, Inc.に対して、第三者割当により第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権を発行して調達した資金により、CVI Investments, Inc.が保有する第1回新株予約権付社債総額2,249,989,950円の全て及びCVI Investments, Inc.が保有する第15回新株予約権の未行使分4,000個の全てにつきそれぞれ発行価額で買入れを行うことについて合意するとともに、買入後直ちに第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の全てを消却することいたしました。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 買入消却の内容

(1) 第1回新株予約権付社債の買入消却

(1) 銘柄	株式会社オウケイウェイヴ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
(2) 買入日	2019年4月15日
(3) 買入金額	額面金額100円につき金100円（総額2,249,989,950円）
(4) 買入資金	本第三者割当による調達資金
(5) 消却日	2019年4月15日
(6) 消却額面総額	2,249,989,950円
(7) 消却後残存額面金額	0円

(2) 第15回新株予約権の買入消却

(1) 銘柄	株式会社オウケイウェイヴ第15回新株予約権（第三者割当て）
(2) 買入日	2019年4月15日
(3) 買入個数・金額	第15回新株予約権4,000個 1個につき金1,886円（総額7,544,000円）
(4) 買入資金	本第三者割当による調達資金
(5) 消却日	2019年4月15日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0個

3. 今後の見通し

本件により当社の連結業績に与える影響はありません。

(ご参考)

・第1回新株予約権付社債の概要

(1) 発行日	2018年11月9日
(2) 発行総額	2,249,989,950円
(3) 本日現在の未償還残高	2,249,989,950円
(4) 利率	第1回新株予約権付社債に係る社債には利息を付さない
(5) 償還期限	2021年11月10日
(6) 割当先	CVI Investments, Inc.
(7) 転換価額及びその修正条件	当初転換価額2,951円 2019年5月9日、2019年11月9日、2020年5月9日、2020年11月9日、2021年5月9日及び2021年11月9日（以下、個別に又は総称して「第1回新株予約権付社債修正日」といいます。）において、当該第1回新株予約権付社債修正日に先立つ10連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「第 1 回新株予約権付社債修正日価額」といいます。）が、当該第 1 回新株予約権付社債修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上下回る場合には、転換価額は、当該第 1 回新株予約権付社債修正日以降、当該第 1 回新株予約権付社債修正日価額に修正されます。但し、第 1 回新株予約権付社債修正日にかかる修正後の転換価額が第 1 回新株予約権付社債の下限転換価額（1,476 円）を下回ることとなる場合には転換価額は当該下限転換価額（1,476 円）とします。
--	--

・第 15 回新株予約権の概要

(1) 発行日	2018 年 10 月 31 日
(2) 発行新株予約権数	4,000 個
(3) 発行価額	第 15 回新株予約権 1 個当たり 1,886 円（総額 7,544,000 円）
(4) 本日現在の未行使分	4,000 個
(5) 行使期限	2021 年 10 月 31 日
(6) 割当先	CVI Investments, Inc.
(7) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額 2,951 円</p> <p>2019 年 4 月 30 日、2019 年 10 月 31 日、2020 年 4 月 30 日、2020 年 10 月 31 日、2021 年 4 月 30 日及び 2021 年 10 月 30 日（以下、個別に又は総称して「第 15 回新株予約権修正日」といいます。）において、当該第 15 回新株予約権修正日に先立つ 10 連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額及び 4,427 円のいずれか低い価額に修正されます。但し、第 15 回新株予約権修正日にかかる修正後の行使価額が第 15 回新株予約権の下限行使価額（2,951 円）を下回ることとなる場合には行使価額は当該下限行使価額（2,951 円）とします。</p>

※ 第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権に関する詳細につきましては、2018 年 10 月 15 日付開示をご覧ください。

II 第三者割当による第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行について

1. 発行の概要

<第 2 回新株予約権付社債発行の概要>

(1) 払込期日	2019 年 4 月 15 日
(2) 新株予約権の総数	30 個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	<p>社債：金 91,666,000 円 （各社債の額面金額 100 円につき金 100 円）</p> <p>新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要</p>

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	1,606,296 株 上限転換価額は修正条件から実質的に 1,712 円となります。 上記潜在株式数は、当初転換価額で転換された場合における最大交付株式数です。 下限転換価額は 856 円ですが、下限転換価額における潜在株式数は 3,212,593 株です。
(5) 調達資金の額	2,749,980,000 円 当初転換価額 1,712 円
(6) 転換価額及びその修正条件	2019 年 10 月 15 日、2020 年 4 月 15 日、2020 年 10 月 15 日、2021 年 4 月 15 日、2021 年 10 月 15 日及び 2022 年 4 月 15 日（以下、個別に又は総称して「CB 修正日」といいます。）において、当該 CB 修正日に先立つ 10 連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「CB 修正日価額」といいます。）が、当該 CB 修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上下回る場合には、転換価額は、当該 CB 修正日以降、当該 CB 修正日価額に修正されます。但し、CB 修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当予定先	CVI Investments, Inc.
(9) 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付さない 償還期日：2022 年 5 月 2 日
(10) 償還価額	額面 100 円につき 100 円
(11) その他	当社が CVI Investments, Inc.（以下「割当予定先」といいます。）との間で金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する予定の第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）において、以下の内容が定められる予定です。 (1) 割当予定先への割当を予定する第 2 回新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。 ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- ⑤ 当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと
- (2) 各 CB 修正日（営業日ではない場合には翌営業日（以下、本「(11) その他」において同じ。）において、上記（1）③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当予定先は、本社債のうち、本社債の総額の 6 分の 1 に相当する額又は残存する本社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分（以下「本対象部分」といいます。）を、当社普通株式に転換するものとする。但し、割当予定先は、当該 CB 修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる転換の全部又は一部を、次回以降の CB 修正日に繰り延べることができる。なお、最終の CB 修正日（2022 年 4 月 15 日）において、上記（1）③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当予定先は、かかる繰り延べられた本対象部分及び残存する本社債の総額を、当社普通株式に転換するものとする。
- (3) 各 CB 修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額 100 円につき 111 円で償還しなければならない。但し、割当予定先は、当該 CB 修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降の CB 修正日に繰り延べることができる。
- (4) 各 CB 修正日において上記（1）③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、当社は、割当予定先に対して 10 日前までに書面により通知することにより、当該 CB 修正日において、本社債のうち本対象部分を、各社債の金額 100 円につき 111 円で償還することができる。この場合、当該 CB 修正日において上記（2）の転換は行われない。但し、割当予定先は、当該 CB 修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降の CB 修正日に繰り延べることができる。
- (5) 第 2 回新株予約権付社債の譲渡（但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch, J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認が必要である。なお、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	<p>引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。</p> <p>なお、第2回新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>
--	---

<第16回新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2019年4月15日
(2) 発行新株予約権数	4,000個
(3) 発 行 価 額	新株予約権1個当たり1,362円(総額5,448,000円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 400,000株 上限行使価額は2,568円、下限行使価額は856円であり、上限行使価額及び下限行使価額においても潜在株式数は、400,000株です。
(5) 調達資金の額	690,248,000円 (内訳) 新株予約権の発行分 5,448,000円 新株予約権の行使分 684,800,000円 (注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額1,712円 2019年10月15日、2020年4月15日、2020年10月15日、2021年4月15日、2021年10月15日及び2022年4月15日(以下、個別に又は総称して「修正日」といいます。)において、当該修正日に先立つ10連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が上限行使価額を上回ることとなる場合には行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当予定先	CVI Investments, Inc.
(9) その他の	(1) 本買取契約において、上記割当予定先への割当を予定する第16回新株予約権の発行については、下記事項を満たしていることが定められています。 ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じてい

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	<p>うこと</p> <p>⑤ 当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</p> <p>(2) なお、本買取契約において、第 16 回新株予約権の譲渡（但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch, J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされています。）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p> <p>また、本買取契約においては、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。</p> <p>なお、第 16 回新株予約権の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>
--	---

(注) 第 16 回新株予約権の行使分の金額は、当初行使価額で全ての第 16 回新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、第 16 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第 16 回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

上記「I 第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入消却について 1. 買入消却を行う理由」に記載のとおり、現状の当社普通株式の株価水準に照らした場合、2019 年 5 月 9 日に、第 1 回新株予約権付社債の総額の 6 分の 1 に当たる金額 (374,998,325 円) につき、現金 404,998,191 円で償還が生じる可能性があり、また、割当先である CVI Investments, Inc. による第 15 回新株予約権の行使が進まない可能性もあります。かかる事態は、当社の成長戦略上必要な資金を想定どおり振り向けることができなくなり、好ましいものではないと考えております。

かかる観点から、第 1 回新株予約権付社債に係る償還の可能性及び第 15 回新株予約権の行使が進まない可能性に対処すべく、第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の割当先である CVI Investments, Inc. と協議・交渉を重ね、当社の現在の株価実勢に合った転換価額・行使価額での新株予約権付社債・新株予約権に組み替えた上で速やかな資金調達を可能にするために本リファイナンスを行うことが、当社の想定どおりの成長戦略に資金を振り向けることができ、かつ急激な希薄化を招かない、当社の事業戦略上最良の手段であるとの結論に達しました。

当社は、第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入金額を本第三者割当により調達するとともに、本第三者割当による調達資金の一部は、当社の持分法適用関連会社である LastRoots 社を連結子会社化するための第三者割当増資の引受資金、当社の連結子会

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

社である OKfinc Ltd. に関する費用（投資目的会社の維持費用及び OKfinc Ltd. の運転資金）並びに情報セキュリティ分野での事業展開に係る人件費等にも充当いたします。第2回新株予約権付社債の発行価額の総額は、第1回新株予約権付社債の発行価額の総額に比べて増額されてますが、これは、2018年10月15日付開示に記載の第三者割当（以下「前回第三者割当」といいます。）における資金調達目的と関連して、新たに LastRoots 社への出資のための資金需要があることに加え、前回第三者割当の調達資金からは充当できなかつた OKfinc Ltd. に関する費用（投資目的会社の維持費用及び OKfinc Ltd. の運転資金）並びに情報セキュリティ分野での事業展開に係る人件費等の各資金使途に充当されます。LastRoots 社への出資の詳細につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期間」（2）調達する資金の具体的使途 ②本第三者割当の資金使途」及び2019年3月13日付「持分法適用関連会社の第三者割当増資引受（連結子会社化）に関するお知らせ」（以下「2019年3月13日付開示」といいます。）をご参照ください。なお、本リファイナンスの希薄化率（議決権ベース）は前回第三者割当 24.06%（最大値）と比べて 40.23%（最大値）と拡大し、また自己資本比率についても 2018 年 6 月期末現在の 80.2% と比べて、前回第三者割当後の 2018 年 12 月末現在では 39.2% まで低下し本リファイナンスで更に負債額が増加いたしますが、結果的に当社の事業拡大を果たすことで十分にそれらを吸収できる企業価値向上に資すると当社は考えております。

（2）本リファイナンスを選択した理由

「I. 第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入消却について 1. 買入消却を行う理由」及び上記「1. 発行の概要」に記載のとおり、当社は第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権を発行することとなります。第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の概要は下記のとおりとなります。

＜第2回新株予約権付社債の概要＞

第2回新株予約権付社債は、当社が上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載の必要資金を確保したいとの理由から、原則として第1回新株予約権付社債と同様の設計となっており、主要な相違点は当初転換価額及び下限転換価額のみとなります。第2回新株予約権付社債は、当該各価額を現在の当社の株価水準に即して設定することで当社の資金調達目的を実現可能とする設計となっていることに加え、段階的株式転換条項（※1）や現金償還選択権（※2）が付されていることから、即時の希薄化に配慮しつつ、当社の現預金水準及び株価の水準を鑑みて、当社が当社普通株式への転換の判断を行える設計となっております。もっとも、このような第2回新株予約権付社債の設計にかかわらず、当社としては、現金を対価として償還を行うのではなく、転換可能期間内に第2回新株予約権付社債が段階的に当社普通株式に転換されることを企図して発行しております。

（※1）第2回新株予約権付社債は、一定の場合において定められた計算式に基づく株式数

（本社債の総額の 6 分の 1 に相当する額又は残存する本社債の総額のうちいかが低い額に係る部分を、6か月ごとの CB 修正日に、CB 修正日価額と直前の転換価額のどちらか低い方に修正された転換価額（但し下限転換価額は 856 円）で除した数）によって株式に転換される条項を付与することで、株式への転換を促進しつつ、段階的に転換が行われ、即時の希薄化を抑制することが可能となることを企図して

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

おります。

(※2) 当社の財務状況及び株価の水準を鑑みて、当社が株式への転換が株価にとって望ましくないと判断した場合、具体的には、例えば当社保有の現金が償還金額に比して潤沢であり、かつ株価が下限転換価額に近い水準である場合に、(※1) の段階的株式転換条項に基づく株式への転換を行わず、本社債の総額の 6 分の 1 に相当する額又は残存する本社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分を償還することを当社の権利をもって選択することで、希薄化を抑制することが可能となります。

加えて、ゼロ金利にて発行されるため、将来の金利上昇リスクを回避するとともに、成長投資資金を低コストで調達することが可能です。

また、第2回新株予約権付社債の発行手法として第三者割当による発行を選択することで、発行準備期間の効率化を実現しております。

なお、第2回新株予約権付社債の発行によるメリット及びデメリットは以下のとおりです。

(i) メリット

(ア) 当社普通株式への転換の促進

現在の当社の株価水準に即した形で転換価額を設定しているため、第1回新株予約権付社債と比較して、株式への転換の促進が期待できます。

(イ) 段階的株式転換促進条項

将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できる為、株価インパクトの分散化が可能となります。

(ウ) 現金償還選択権

当社に対し、一定の場合において、株式への転換相当分について、上記「1. 発行の概要<第2回新株予約権付社債発行の概要> (11) その他 (4)」に記載の金額での現金償還を行うことが可能となる選択権が付与されている為、適宜当社の財務状況及び株価に配慮した判断を行うことが可能となります。

(エ) 金利コスト最小化

第2回新株予約権付社債はゼロ金利であるため、金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

(ii) デメリット

(ア) 負債比率の上昇

第2回新株予約権付社債の発行で調達した資金は、発行時点においては会計上の負債に分類され、資本には参入されません。第1回新株予約権付社債の総額は 2,249,989,950 円であるところ、第2回新株予約権付社債の総額は 2,749,980,000 円であり、発行時点における当社の負債比率は本リファイナンス前と比べて上昇します。

(イ) リファイナンス対応が再度必要となる可能性

株式への転換が進まず、上記「1. 発行の概要<第2回新株予約権付社債発行の概要> (11) その他 (3)」に記載のとおり、株価が下限転換価額を下回る水準で推移した場合には、当社に現金での償還義務が発生します。さらに、当社が現金償還を行えない状況又は当社株価が下限転換価額に近接する水準で推移し当社普通株式への転換が見込めない状況下では、リファイナンス対応が再度

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

必要となる可能性があります。

(ウ) 低い株価で希薄化が発生する可能性

当初転換価額が上方に修正されないため、株価が下方となった場合、当初転換価額を下回る水準で6か月ごとに転換価額が修正され、現状対比で低い株価で希薄化が発生する可能性があります。

(エ) 発行価額より高い償還価額での償還が必要となる可能性

上記(イ)に記載のとおり、株式への転換が進まず、株価が下限転換価額を下回る水準で推移した場合には、当社に現金での償還義務が発生し得ますが、その場合、当社は本対象部分を、各社債の金額100円につき111円で償還しなければならず、発行価額より高い償還価額での償還が必要となる可能性があります。

＜第16回新株予約権の概要＞

第16回新株予約権は、当社が上記「(1)資金調達の主な目的」に記載の必要資金を確保したいとの理由から、原則として第15回新株予約権と同様の設計となっており、主要な相違点としては当初行使価額、上限行使価額及び下限行使価額があります。第16回新株予約権は、当該各価額を現在の当社の株価水準に即して設定することで当社の資金調達目的を実現可能とする設計となっていることに加え、自動行使価額修正条項(※1)に基づき行使価額が修正される結果、将来の株価上昇により、資金調達金額を増加させることが可能となる設計となっております。

(※1) 6か月ごとに行使価額が定められた計算式で計算され自動で修正されます。行使価額の修正条件、上限行使価額及び下限行使価額については、上記「1. 発行の概要＜第16回新株予約権発行の概要＞」をご参照ください。

第16回新株予約権の発行によるメリット及びデメリットは以下のとおりです。

(i) メリット

(ア) 新株予約権の行使の促進

現在の当社の株価水準に即した形で行使価額を設定しているため、第15回新株予約権と比較して、新株予約権の行使の促進が期待できます。

(イ) 資金調達金額の増加の可能性

将来的に株価が上昇し、行使価額が上方に修正された場合、資金調達金額を現在の株価水準対比150%まで、増加させることができます。

(ウ) 株価への影響の軽減

第16回新株予約権は、6か月ごとに行使価額が定められた計算式で計算され自動で修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることなく、株価が下限行使価額を下回るなどの株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

(エ) 最大交付株式数の限定

第16回新株予約権の目的である当社普通株式数は固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は予め限定

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

されています。

(ii) デメリット

(ア) 当初に満額の資金調達はできない

新株予約権による特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされることから、当初に満額の資金調達はできることになります。

(イ) 株価低迷時に、権利行使がなされない可能性

株価が行使価額を下回って推移した場合、権利行使がされず、第16回新株予約権の行使による資金調達ができない可能性があります。また、当社と割当予定先との間で割当予定先による新株予約権の行使を促進するような取決めもありません。

(ウ) 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先は純投資を目的としており、第16回新株予約権の行使以降は、株価及び出来高の状況等により、保有株式を市場で売却する可能性があります。そのため、当社株式の流動性の状況によっては、当社株価が下落する可能性があります。

(エ) 資金調達金額の上限が固定されている

第16回新株予約権の上限行使価額は2,568円です。そのため、株価が当該金額を超えて上昇した場合であっても、行使価額が固定されている結果として、株価と行使価額が乖離する可能性があり、資金調達金額も限定的なものとなる可能性があります。

<その他の資金調達方法について>

上記「I 第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入消却について 1. 買入消却を行う理由」に記載のとおり、当社の現在の株価水準を前提とすれば、今後、第1回新株予約権付社債の償還義務が発生するリスク及び第15回新株予約権の行使が進まないリスクが高い状態と判断いたしました。そのため前回第三者割当の割当先である CVI Investments, Inc. とリファイナンスの協議・交渉を行い、第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権から原則として転換価額・行使価額のみを変更した新株予約権付社債及び新株予約権によるリファイナンスを行うことといたしました。

なお、割当予定先への新株式の発行においては即時に希薄化が生じ、また社債の発行では資本への転換の機会がなく、かつ、低金利環境とはいえ、本新株予約権付社債と異なり一定程度の金利負担が発生するというデメリットがあります。また、他の割当先に対するファイナンスにおいては、割当予定先と同等以上に最善のファイナンス手段を提供できない可能性があり、既に当社への理解がある割当予定先と違い、投資判断において一定の時間を要することが想定されることから、現実的ではないと判断いたしました。また、借入れ等では、上記社債の発行等のデメリットと同様に資本への転換の機会がなく、一定程度の金利負担が発生し、さらに金利負担が上昇する可能性もあるというデメリットがあるため、いずれも今回の資金調達においては適切ではないと判断いたしました。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘をして作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	3,440,228,000円
発行諸費用の概算額	80,000,000円
差引手取概算額	3,360,228,000円

(注) 1. 第16回新株予約権の行使価額が修正された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、第16回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、第16回新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第16回新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

2. 上記払込金額の総額は、第2回新株予約権付社債の発行価額(2,749,980,000円)及び第16回新株予約権の発行価額の総額(5,448,000円)に第16回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(684,800,000円)を合算した金額であります。なお、第16回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、当初行使価額で算定しております。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に本リファイナンスに係るエージェント費用(キャンターフィッツジェラルド証券株式会社)、弁護士費用、第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の公正価値算定費用その他事務費用(有価証券届出書作成費用及び払込取扱銀行手数料等)の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

①前回第三者割当の資金使途と充当状況

前回第三者割当による調達資金の資金使途と充当状況は以下のとおりです。なお、第15回新株予約権の買入消却に伴い、第15回新株予約権の行使による調達資金で充当する予定であった以下の未充当の資金使途は、同調達資金によっては充当されないことになります。

(以下、Palantir Technologies Inc.を「Palantir社」といいます。)

具体的な使途	開示時予定		現時点の充当状況	
	金額 (百万円)	支出予定期間	金額 (百万円)	支出時期
子会社及び投資目的会社を通じたPalantir社の株式取得及び諸費用	1,083	2018年10月～ 2023年9月	475	—
Palantir社の株式の譲受(初期投資)	560	2018年11月	475	2018年12月
投資目的会社の維持費用及び紹介手数料並びにOKfinc Ltd.の運転資金	523	2018年10月～ 2023年9月	未充当	—
Palantir社との業務提携に関する初期取扱費用	2,240	2018年11月14日	2,282	2018年11月14日
情報セキュリティ分野での事業	503	2018年12月～	未充当	—

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

展開に係る人件費等		2020年2月		
合計金額	3,826	—	2,757	—

(注) 1. 当社は、前回第三者割当により、合計 2,757,393,150 円を調達しております。その内訳は、第三者割当による新株式の発行価額の総額 499,859,200 円、第 1 回新株予約権付社債の発行価額 2,249,989,950 円及び第 15 回新株予約権の発行価額の総額 7,544,000 円です。

2. Palantir 社の株式の譲受（初期投資）は、前回第三者割当の調達資金を Palantir 社との業務提携に関する初期取扱費用へ先に充当したため、差額は自己資金で充当しております。
3. Palantir 社との業務提携に関する初期取扱費用は、為替相場の変動に基づき、当初想定していた金額を上回る金額を充当しております。
4. 上記表中の「具体的な使途」及び「開示時予定」の欄の記載は、2018 年 11 月 14 日付「Palantir Technologies Inc. との業務提携契約締結及び第三者割当による新株式発行等の資金使途の変更に関するお知らせ」に記載した変更後の資金使途等に基づいて記載しています。主な変更点は、Palantir 社の株式の追加取得資金として当初予定されていた 2,240 百万円を、同社との業務提携に関する初期取扱費用に充当したことです。
5. 上記表中の「現時点の充当状況」が未充当となっている資金使途については、下記「②本第三者割当の資金使途」のとおり、本第三者割当による調達資金を充当するほか、不足がある場合には営業資金を充当する予定です。なお、投資目的会社の維持費用及び紹介手数料並びに OKfinc Ltd. の運転資金のうち、投資目的会社の維持費用の一部及び紹介手数料については、自己資金にて充当済みであります。

②本第三者割当の資金使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期
LastRoots 社の第三者割当增资の引受資金	350	2019 年 4 月
OKfinc Ltd. に関する費用（投資目的会社の維持費用及び OKfinc Ltd. の運転資金）	250	2019 年 4 月～2023 年 9 月
情報セキュリティ分野での事業展開に係る人件費等	503	2019 年 4 月～2020 年 11 月
第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入資金	2,257	2019 年 4 月

- (注) 1. 調達した資金につきましては、上記の使途に充当するまでの間、銀行預金にて適切に管理する予定であります。
2. 本第三者割当の調達予定期額（差引手取概算額 3,360 百万円）から第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入資金 2,257 百万円を控除した金額（合計 1,103 百万円）は、前回第三者割当の調達予定期額（差引手取概算額 3,826 百万円）から前回第三者割当による調達資金及び自己資金により充当済みの資金使途に係る資金（合計 2,919 百万円）を控除した金額（907 百万円）と比較して、196 百万円増加し

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧説行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

ています。前回第三者割当からの調達予定額の増加分に係る資金使途として、LastRoots 社の第三者割当増資の引受資金を資金使途に追加しております。LastRoots 社の第三者割当増資の引受については、前回第三者割当の目的でありました Palantir 社との協業事業とも関連しており、同事業を推進していくうえで仮想通貨への知見及びブロックチェーン技術を使ったサービスにおけるユースケースを有する LastRoots 社の増資を引受け連結子会社化するための資金が必要と判断いたしました。この資金使途の追加につきましては割当予定先にも報告のうえ理解を得ております。また、前回第三者割当の資金使途の内、Palantir 社の株式の譲受（初期投資）及び Palantir 社との業務提携に関する初期取扱費用については、上記「①前回第三者割当の資金使途と充当状況」に記載のとおり前回第三者割当による調達資金を充当済みであり、また、OKfinc Ltd. に関する費用については、前回調達時と比べて、自己資金にて充当済みである紹介会社への支払手数料及び投資目的会社による Palantir 社の株式追加取得に関する費用は計上せず、OKfinc Ltd. の運転資金を 2019 年 4 月以降で計上し、前回調達時よりも減額しております。情報セキュリティ分野での事業展開に係る人件費等は、金額は変わりませんが、2019 年 4 月以降分の計上しております。

3. 本第三者割当により調達した資金は、まず第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入資金並びに LastRoots 社の第三者割当増資の引受資金に充当し、その後 OKfinc Ltd. に関する費用（投資目的会社の維持費用及び OKfinc Ltd. の運転資金）並びに情報セキュリティ分野での事業展開に係る人件費等に充当する予定です。
4. 各資金使途についての詳細としては、以下の内容を予定しております。

<LastRoots 社の第三者割当増資の引受資金>

当社は、「感謝経済」^(※1) プラットフォーム及び「OK-チップ」^(※2) の拡大を目的に、2019 年 1 月 29 日付「株式会社 LastRoots との業務提携及び金銭消費貸借契約締結に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、独自仮想通貨「c0ban」を発行し「c0ban」を活用したブロックチェーンエコシステムによる広告事業を展開するとともに、みなしふり通貨交換業者^(※3) として仮想通貨取引所事業を展開する LastRoots 社と 2019 年 1 月 24 日付で業務提携しています。また、2019 年 2 月 28 日付「株式会社 LastRoots の株式取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」（以下「2019 年 2 月 28 日付開示」といいます。）に記載のとおり、当社は LastRoots 社を 2 月 27 日付で持分法適用関連会社としました。

その後も、LastRoots 社を当社の子会社とする方針の下、両社で協議を継続した結果、2019 年 3 月 25 日付の LastRoots 社の株主総会での承認を条件に、当社が、同年 4 月 16 日付で LastRoots 社が実施する第三者割当増資を引き受け、LastRoots 社を連結子会社化することといたしました。当社は、当社が引き受ける LastRoots 社普通株式の払込金額として、本第三者割当によって調達する資金の一部である 350 百万円を充当する予定です。これによって、LastRoots 社と当社とのパートナーシップをより強固にし、「感謝経済」プラットフォーム及び「OK-チップ」の拡大を目的に両社のサービスの連携を速やかに図るとともに、LastRoots 社において当社が提供する仮想通貨分野に特化したアンチマネーロ

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

ンダリング（KYC/AML）^(※4) 対策サービスを今後提供していくこと等により、当社は LastRoots 社の仮想通貨交換業者への登録に向けた取り組みに寄与していきます。また、事業面では、当社の「OK-チップ」と LastRoots 社の「c0ban」の普及のため、当社の「感謝経済」プラットフォーム上の技術的及びマーケティング的な連携を進め、両サービスのユーザー数の増加促進等を目指していくことで、当社グループとしての企業価値の向上に寄与するものと考えております。なお、「感謝経済」プラットフォーム上の「OK-チップ」と「c0ban」の連携の具体的な方法については法制面等も鑑みながら検討してまいります。

当社は、当社の情報セキュリティ分野での事業展開においても、LastRoots 社の持つ仮想通貨交換取引所や仮想通貨 Web サービスの運営経験を、当社と Palantir 社とで共同展開する Palantir 社製品サービスのユースケースとして活用することでシナジーを生み出すことができると考えております。

LastRoots 社における上記調達資金 350 百万円の具体的な使途としては、人件費 136 百万円、借入金の返済 80 百万円（当社からの借入返済の一部を含む。）、業務委託費 75 百万円及び支払報酬等 59 百万円とされておりますが、これら費用内訳金額については、今後の事業進捗により変更される可能性があります。なお、第三者割当増資引受により取得する LastRoots 社株式の取得価額は 1 株当たり 10,000 円ですが、この金額は 2018 年 7 月 30 日付の第三者算定機関による修正簿価純資産法で算定された株式価値算定の結果及び当社にて実施したデュー・デリジェンスの内容を考慮したうえで、2019 年 2 月 28 日付開示に記載の SBI Ventures Two 株式会社からの LastRoots 社株式取得の際の金額を加味しながら、当社の財務状況も鑑み、LastRoots 社と協議のうえ決定しております。LastRoots 社の連結子会社化の詳細については、2019 年 3 月 13 日付開示をご参照ください。

- (※1) 「感謝経済」は世の中を感謝であふれる社会にし、感謝されている人が報われる社会を目指し当社の AI・ブロックチェーン技術により構築した経済圏です。
- (※2) 「OK-チップ」は資金決済法上の仮想通貨ではありません。「OK-チップ」の売買はできません。「OK-チップ」は「感謝経済」プラットフォーム内でのみ利用できる当社が提供するサービスです。
- (※3) 改正資金決済法施行前から仮想通貨交換業を行い、同法に基づいた登録審査中の事業者を「みなし仮想通貨交換業者」といいます。登録が認められない際には、将来的に交換業務を取り止める場合があります。なお、LastRoots 社が発行する仮想通貨「c0ban」の取り引きは同社が運営する「c0ban」取引所が中心となっているため、交換業務を取り止めた場合、「c0ban」の換金ができなくなるリスク、「c0ban」が無価値になるリスクがあります。
- (※4) KYC/AML とは、KYC: Know Your Customer（本人確認書類・手続きの総称）及び AML: Anti Money Laundering（マネーロンダリング対策）を指します。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<出資先の概要>

(1) 名 称	株式会社 LastRoots																	
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋人形町一丁目3番6号 AIC 共同ビル人形町 5F																	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林慎和																	
(4) 事 業 内 容	仮想通貨 c0ban(コバン)を活用した様々なサービスを提供																	
(5) 資 本 金 の 額	104,318千円 (2019年2月28日現在)																	
(6) 純 資 産 の 額	169,262千円 (2018年4月30日現在)																	
(7) 総 資 産 の 額	916,074千円 (2018年4月30日現在)																	
(8) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益 (注3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算期</th> <th>2017年4月期</th> <th>2018年4月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上高</td> <td>—</td> <td>1,036,176千円</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>△289,430千円</td> <td>486,251千円</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>△288,539千円</td> <td>498,472千円</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>△326,510千円</td> <td>435,773千円</td> </tr> </tbody> </table>			決算期	2017年4月期	2018年4月期	売上高	—	1,036,176千円	営業利益	△289,430千円	486,251千円	経常利益	△288,539千円	498,472千円	当期純利益	△326,510千円	435,773千円
決算期	2017年4月期	2018年4月期																
売上高	—	1,036,176千円																
営業利益	△289,430千円	486,251千円																
経常利益	△288,539千円	498,472千円																
当期純利益	△326,510千円	435,773千円																
(9) 設 立 年 月 日	2016年6月2日																	
(10) 大株主及び持株比率	小林 慎和 49.19% 当社 34.15%																	
(11) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	34.15%を所有し、当社持分法適用関連会社に該当します。																
	人的関係	当社従業員6名がLastRoots社に出向しております。																
	取引関係	業務提携に基づき、情報セキュリティに関する役務の提供を行っております。 当社はLastRoots社に対し合計175百万円の金銭の貸付債権を保有しております。																

(注) 1. 当社によるLastRoots社の株式取得の概要是以下のとおりです。

(1) 現時点の所有株式数：4,200株

(議決権の数：4,200個、議決権の所有割合：34.15%)

(2) 取得予定株式数：35,000株

(議決権の数：35,000個)

(3) 取得予定価額：第三者割当増資引受による取得価額 350百万円

(4) 取得後の所有株式数：39,200株

(議決権の数：39,200個、議決権の所有割合：82.88%)

2. LastRoots社は、2018年4月6日に関東財務局より、(1) 経営管理態勢の構築、(2) マネーローンダリング及びテロ資金供与に係る管理態勢の構築、

(3) 利用者財産の分別管理態勢の構築及び(4) システムリスク管理態勢の構築の4点について、適正かつ確実な業務運営を確保するための措置を講じるよう業務改善命令を受けました。現在、経営管理体制の一層の充

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧説行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

実や、コールドウォレット対応、マルチシグ化等のご指摘いただいた事項について、全社一丸となり改善に取り組んでおります。

3. 当該会社は設立3期目にあたるため、直前2期分の経営成績について記載しております。

<OKfinc Ltd.に関する費用（投資目的会社の維持費用及びOKfinc Ltd.の運転資金）>

当社は、前回第三者割当で調達した資金により、2018年12月にPalantir社株式1,041,667株（持株比率0.058%）を取得しています。当社は、当該出資に係るマネジメントを行うことを目的に、2018年10月に投資目的会社であるOctave Tech Investment S2 LLCを当社のマレーシア子会社であるOKfinc Ltd.の100%子会社といたしました。当該投資目的会社の維持費用（役員報酬33百万円及び会計士費用等の諸経費20百万円）、並びにOKfinc Ltd.の運転資金（人件費160百万円、渡航費その他会社維持費用36百万円）として、本第三者割当によって調達する資金の一部である250百万円を充当する予定です。なお、これら資金使途の内訳金額については、今後の事業進捗により変更される可能性があります。

<情報セキュリティ分野での事業展開に係る人件費等>

2018年11月14日付で、Palantir社と当社は、当社がこれまで蓄積してきた技術と大手企業へのシステム導入実績をベースに、Palantir社の製品サービスの日本市場での展開を図ることにつき、業務提携を締結することに合意しました。業務提携の期間は5年間で、当社はPalantir社の製品サービスの初期取扱費用として2,000万米ドルの支払いを2018年11月14日に行っており、その資金として前回第三者割当による調達資金を充当しております。当社は、Palantir社との業務提携において、Palantir社が開発するビッグデータ分析製品等を主要なアジア各国の仮想通貨取引所に対して販売する権利を付与され、Palantir社は当社に対し同社製品のトレーニングサービスを提供し、共同マーケティング等の協業を行うものとされており、提携開始から現在まで両社でサービスの企画及びテストを行っております。当社は、前回第三者割当の調達資金により情報セキュリティ分野での事業展開に係る人件費等に503百万円を充当する計画でしたが、現時点では未充当となっております。しかしながら当社は、2018年10月15日付開示に記載のとおり、Palantir社のソフトウェアが企業のリスク管理上、非常に有効活用でき、昨今のセキュリティ関連の市場環境下においてもビジネスチャンスが大きいと想定しております。特に仮想通貨交換業者又はそれに関連する事業者向けのニーズは高まっていると思われ、この業界に携わっており、AI・セキュリティのノウハウも蓄積してきている当社にとっては優位性があり、ビジネスチャンスがあると考えております。よって、情報セキュリティ分野での事業展開のための開発やコンサルティング等に係る人件費として400百万円、インフラ費用（クラウドサービス利用料）として103百万円

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の計 503 百万円を本第三者割当によって調達する資金から充当いたします。なお、本資金使途の内訳金額は、Palantir 社との協業で獲得するクライアント数により変動するため、総額の範囲で変動する可能性があります。

<第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入資金>

上記「I 第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入消却について
1. 買入消却を行う理由」に記載の理由から、第 1 回新株予約権付社債の買入に 2,249,989,950 円及び第 15 回新株予約権の買入れに 7,544,000 円を充当します。なお、前回第三者割当によって調達した資金の充当状況については上記「①前回第三者割当の資金使途と充当状況」をご参照ください。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当し、当社の当初想定どおり株式への転換ができなかった第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権を買入消却し、第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権を新たに発行することによって、株式への転換の促進を図り、かつ、Palantir 社との協業への事業投資資金を獲得し、さらに新たに発生した LastRoots 社の連結子会社化のための資金需要を補い、同社の連結子会社化を実現します。これにより、当社は財務状態の改善を図るとともに、業績の拡大につながる事業成長戦略を推進することで当社の売上拡大及び収益性の改善につながり、ひいては企業価値の向上に資するものであり、当社の経営上、合理性を有するものと考えます。以上の理由から、今回の資金使途については合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①第 2 回新株予約権付社債

当社は、第 2 回新株予約権付社債の発行要項及び割当予定期との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した第 2 回新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、第 2 回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2019 年 3 月 27 日）の市場環境や割当予定期先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（1,712 円）、配当額（7.5 円）、無リスク利子率（0.0%）、当社株式の株価変動性（85.0%）及び市場出来高、割当予定期先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、第 2 回新株予約権付社債の評価を実施しています。当社は、第 2 回新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、第 2 回新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円とすることを決定しております。また、第 2 回新株予約権付社債の転換価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定期先との協議により、6か月ごとの CB

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

修正日ごとに CB 修正日に先立つ 10 連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90%に相当する金額に修正されるものとし、当初の転換価額については 2019 年 3 月 27 日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額、下限転換価額については 2019 年 3 月 27 日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 50% 下回る額に設定されており、最近 6 か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。また、転換価額の下方修正条項があり実質的に当初転換価額が上限である修正条件については、第 2 回新株予約権付社債の発行により速やかな資金調達ができるなどを考慮すれば特に不合理ではないと考えております。当社は、第 2 回新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額（各社債の金額 100 円につき金 98.9 円から金 100.5 円）の範囲内であり、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価（社債額面 100 円あたり 8.93 円から 11.94 円）が本新株予約権の公正な価値（社債額面 100 円あたり 5.83 円から 5.95 円）を上回っていること、2018 年 10 月 12 日を基準として実施した第 1 回新株予約権付社債の発行時点の価値評価額（各社債の金額 100 円につき金 99.4 円から金 100.9 円）と比較して各評価基準日の市場環境の変動や各新株予約権付社債の転換価額の相違等の影響を反映したものとなっており、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、第 2 回新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、第 2 回新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員から、第 2 回新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係なく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額の範囲内であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

②第 16 回新株予約権

当社は、第 16 回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結した本買取契約に定められた諸条件を考慮した第 16 回新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、第 16 回新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2019 年 3 月 27 日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（1,712 円）、配当額（7.5 円）、無リスク利子率（0.0%）、当社株式の株価変動性（85.0%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、等）を置き、第 16 回新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ（新株予約権 1 個当たり 1,280 円から 1,362 円）を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、第 16 回新株予約権の 1 個の払込金額を 1,362 円としています。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

また、第 16 回新株予約権の行使価額は、今後の当社の株価動向に基づき第 2 回新株予約権付社債も含めて段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、6か月ごとの修正日に先立つ 10 連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90%に相当する金額に修正されるものとし、当初の行使価額については 2019 年 3 月 27 日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額、下限行使価額についてはその 50%に相当する金額、上限行使価額についてはその 150%に相当する金額に設定されており、最近 6 か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。また前記の上限については、第 16 回新株予約権にて調達できる金額を考慮した場合、特に不合理ではないと考えております。第 16 回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること、2018 年 10 月 12 日を基準として実施した第 15 回新株予約権の発行時点の価値評価額(新株予約権 1 個当たり 1,817 円から 1,954 円)と比較して各評価基準日の市場環境の変動や各新株予約権の行使価額の相違等の影響を反映したものとなっていることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されている第 16 回新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員から、第 16 回新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係なく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘をして作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第2回新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される最大株式数(1,606,296株)及び第16回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(400,000株)を合算した総株式数は2,006,296株(議決権数20,062個)(但し、第2回新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数3,212,593株を合算した総株式数は3,612,593株(議決権数36,125個))であり、2018年12月31日現在の当社発行済株式総数8,981,100株(議決権総数89,791個)に対して、22.34%(議決権総数に対し22.34%)の希薄化(第2回新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合は40.22%(議決権総数に対し40.23%)の希薄化)(小数点第三位を四捨五入)が生じるものと認識しております。なお、本第三者割当より6か月以内に行われた前回第三者割当により発行された当社普通株式188,200株(議決権数1,882個)を上記の第2回新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合における本第三者割当による交付株式数に合算した総株式数は3,800,793株(議決権数38,007個)であり、2018年12月31日現在の当社発行済株式総数8,981,100株(議決権総数89,791個)に対して、42.32%(議決権総数に対し42.33%)の希薄化(小数点第三位を四捨五入)が生じることとなります。

他方で、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れを実現するとともに、LastRoots社の第三者割当増資の引受け、OKfinc Ltd.に関する費用(投資目的会社の維持費用及びOKfinc Ltd.の運転資金)の確保並びに当社グループにおける情報セキュリティ分野での事業展開を進めるために、本第三者割当による資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、その規模はかかる資金調達の必要性に照らして最低限必要と考えられる規模に設定されています。また、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられ、さらに上記「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容」に記載のとおり、払込金額には合理性が認められます。なお、下記「6. 割当予定先の選定理由等(3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先の保有方針は純投資であると聞いており、割当予定先によって市場で当社株式を売却されるおそれがありますが、当社株式の取引量(直近6か月の1日平均売買高174,997.48株、直近3か月の1日平均売買高122,664.91株、直近1か月の1日平均売買高46,373.68株)から、市場で吸収できる当社株式の流動性が十分にあると考えております。以上の事情を踏まえれば、希薄化が株主の皆様に与える影響を考慮してもなお、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先の概要の欄は、2019年3月28日現在のものであります。なお、非公開のファンドである割当予定先に関する一部の情報については、当社取締役の野崎正徳がHeights Capital Management, Inc.のInvestment ManagerであるMartin Kobinger氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。また、割当予定先が開示の同意を行わない理由につきましては、CVI Investments, Inc.を含むSusquehanna International Groupに属するエンティティは全て、外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、資本構成や資本金・出資金の情

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

(1) 名称	CVI Investments, Inc.	
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, P0 Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組成目的	投資	
(5) 組成日	2015年7月1日	
(6) 出資の総額	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(7) 出資者・出資比率・出資者概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	Heights Capital Management, Inc.
	所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート 715、1201N オレンジストリート、ワン・コマース・センター
	代表者の役職・氏名	Investment Manager Martin Kobinger
	事業内容	投資
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当ありません。
	所在地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事業内容	該当ありません。
	資本金	該当ありません。
(10) 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	当該ファンドは当社の普通株式 188,200 株、新株予約権 4,000 個（買入予定）及び新株予約権付社債（額面 2,249,989,950 円）（買入予定）を所有（2019年3月28日現在）
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当ありません。

(注) 当社は、割当予定先との間で締結する予定の本買取契約において、割当予定先から反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受ける予定です。さらに、割当予定先について、前回第三者割当の際に反社会的勢力であるか否か、及び割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（代表取締役：吉野啓介、本社：東京都港区虎ノ門3丁目7番12号虎ノ門アネックス6階）に調査を依頼し、調査報告書を受領しており、前回第三者割当から半年程度しか経過しておらず、また、割当予定先の状況に変化がないことを直接確認しているため、本第三者割当にあたって改めて調査は実施しておりません。当該各調査報告書において、割当予定先が反社会的勢力である、又は割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありません。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

んでした。以上により、当社は、割当予定先が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

今回の割当予定先である CVI Investments, Inc. は 2018 年 10 月 15 日付開示にて公表しております前回第三者割当の割当先であり、当社の発行済株式総数の 2.10% を保有する既存株主であります。前回第三者割当は、当社代表取締役社長の松田元が Cantor Fitzgerald & Co. の Managing Director と個人的に既知の仲であったところ、株主戦略及び事業拡大のための相談を行ったことをきっかけに、同氏からキャンターフィッツジェラルド証券株式会社の紹介を受け、具体的提案を受ける形で実現いたしました。今回本リファイナンスを行う上で確実に資金調達を実行するため、CVI Investments, Inc. を割当予定先とすることが当社にとって望ましいと判断しました。そのため、当社は 2019 年 1 月初旬より、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社のあっせんを受け、割当予定先との交渉を開始し、2019 年 3 月上旬に主な条件について合意に至りました。割当予定先は、機関投資家として保有資産も潤沢であり、また、割当予定先の資産運用を行う会社である Heights Capital Management, Inc. は、世界最大級の金融コングロマリットである Susquehanna International Group に属する共通支配下の会社の一つであって、Susquehanna International Group に属する会社のうち割当予定先を含む数社の資産運用等によりグローバルな投資経験が豊富であり、2018 年に東証マザーズ上場の株式会社ジーエヌアイグループに出資する等、日本での投資も多く行っております。また、投資先と良好な関係を構築しながら投資先を育成していく姿勢を有しております。さらなる成長を目指している当社にとって相応しい投資家と考えております。なお、前回第三者割当にて割当てた第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権は当社株価の下落により転換又は行使によって得られる利益が減少し、全て未転換・未行使となっておりますが、本リファイナンスによる転換価額及び行使価額の見直しにより転換及び行使による利益が得られる状況となり、株式化が進むことを企図しております。

(注) 本第三者割当は、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権に関する割当予定先の保有方針は、当社取締役の野崎正徳が Heights Capital Management, Inc. の Investment Manager である Martin Kobinger 氏より、純投資であると聞いております。また、割当予定先は、第 2 回新株予約権付社債の転換及び第 16 回新株予約権の行使により取得する当社株式の売却については、市場への影響等を考慮して行っていく予定であると聞いております。なお、本買取契約上、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の 9.99% を上回ることとなるような当社普通株式の発行を行わない旨を盛り込んでおります。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先との間で締結する予定の本買取契約において、割当予定先は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受ける予定です。また、当社は、割当予定先から、2017年12月31日現在の財産目録及び当該割当予定先が1億ドル以上の証券を保有していることにより米国証券法上の適格機関投資家と判定されているということを示す資料として2019年3月26日現在のQIB Certificateを受領しており、また、前回第三者割当時同様に今回もヒアリングにより現金化できる流動資産があること及び自己資金での払込みであることを伺っており、本第三者割当に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

(6) ロックアップについて

- ①当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後90日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等を行わない旨を合意する予定です。
- ②当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から第2回新株予約権付社債又は第16回新株予約権が発行されている期間中、事前の両当事者の承認及び誠実な協議なく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A)当該証券等の最初の発行後、又は(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に連関する事由の発生により、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行若しくは処分又は売却を行わず、また当社の子会社等にもかかる証券等の発行若しくは処分又は売却を行わせない旨を合意する予定です。
- ③上記①及び②は、本第三者割当並びに第2回新株予約権付社債の転換及び第16回新株予約権又は発行済みのストック・オプションの行使による当社普通株式の交付（但し、発行済みのストック・オプションの行使により交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の5%以下とします。）、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割又は株主割当による当社普通株式の発行、株主への新株予約権無償割当及び当該新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社の取締役等へのストック・オプションの付与（但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の5%以下とします。）及び当該ストック・オプションの行使による当社普通株式の交付、その他日本法上の要請による場合等を除く旨が定められる予定です。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2018年12月31日現在）	
兼元 謙任	23.85%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	6.92%
福田 道夫	2.58%
新川 浩二	2.48%
CVI Investments, Inc.	2.10%
杉浦 元	1.73%
野崎 正徳	1.48%
株式会社ブイ・シー・エヌ	1.45%
日本証券金融株式会社	1.41%
三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社	1.38%

- (注) 1. 第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権について、割当予定先との間で長期保有を約していないため、募集後の大株主及び持株比率を記載しておりません。
2. 募集前の持株比率は、2018年12月31日現在の株主名簿を基に作成しております。なお、2018年12月31日現在の株主名簿に記載されたML PRO SEGREGATION ACCOUNT（常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社）（住所：THE CORPORATION TRUST COMPANY CORPORATION TRUST CENTER 1209 ORANGE ST WILMINGTON DELAWARE USA（東京都中央区日本橋1丁目4-1 日本橋一丁目三井ビルディング））の名義による当社株式の所有について、CVI Investments, Inc.による実質所有に係るものである旨の確認を得られていることから、CVI Investments, Inc.による所有であるものとして記載しております。
3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本件により当社の連結業績に与える影響はありません。開示すべき事項が発生した場合は、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当により、第2回新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される株式数3,212,593株及び第16回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数400,000株を合算した総株式数3,612,593株に係る議決権数36,125個に、本第三者割当より6か月以内である2018年10月31日に発行された当社普通株式188,200株に係る議決権数1,882個及び第15回新株予約権の目的である株式数400,000株に係る議決権数4,000個並びに2018年11月9日に発行された第1回新株予約権付社債がその下限転換価額(1,476円)で転換された場合に交付される株式数1,524,383株に係る議決権数15,243個を合算した議決権数57,251個については、当社の総議決権数89,791個(2018年12月31日現在)に占める割合が63.76%（買入消却する第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権に係る潜在株式数を除いた場合の割合は42.33%）と25%以上となることから、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

第34条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。当社は、本第三者割当による調達資金について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することいたしました。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である高橋明人弁護士（高橋・片山法律事務所）、当社の社外監査役である佐藤敬幸氏と当社の社外監査役でありかつ、名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である六川浩明弁護士の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2019年3月27日付で入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

意見の結論

本第三者割当の必要性及び相当性について問題はない。

結論に至った理由

①必要性

当社から本第三者委員会に対して説明が行われた、当社第1回新株予約権付社債及び同第15回新株予約権の買入れ、LastRoots社の第三者割当増資の引受け、OKfinc Ltd.に関する費用（投資目的会社の維持費用及びOKfinc Ltd.の運転資金）、並びに当社グループにおける情報セキュリティ分野での事業展開（人件費等必要資金の一部調達）のための各資金需要について、具体的な必要金額、また具体的な支出時期等を前提としたものであり、その説明及び本第三者委員会に提示された資料の内容について特に不合理な点も見出せず、当社の事業成長戦略の推進、また当社における中長期的な財務基盤の安定に向けられたものとして、当社において資金調達の必要性が認められる。

②相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

当社の判断として、他の資金調達手段として考えられる、割当予定先への新株式の発行、社債の発行、他の割当先に対するファイナンス、借入れ等について、いずれもメリットよりもデメリットが上回ると考えられ、今回の資金調達においては適切ではないと判断したこと、また今般予定されているいわゆる転換社債と新株予約権を組み合わせた資金調達（転換価額及び行使価額について修正型）について、いわゆるリファイナンスが最大の目的の一つといえる中で、当社の現在の株価実勢に合った転換価額・行使価額での新株予約権付社債・新株予約権に組み替えた点について、特に不合理な点は見出せない。

(イ) 割当予定先について

割当予定先について、前回第三者割当における割当先であり、当社の発行済株式総数の2.10%を保有する既存株主であること、これらを踏まえ今回いわゆるリファイナンスを行

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

う上で確実に資金調達を実行するため、同社を割当予定先とすることが当社にとって望ましいと判断したとの点、加えて、日本において十分な投資実績があると評価できること、また当社において調査会社に委託して、当該割当予定先について、反社会的勢力に該当するか否かの調査も行っており、この調査の過程で特に問題のある情報は検出されておらず、これらの各点において、当該割当予定先を選定したことの合理性が認められる。

(ウ) 発行条件について

本第三者割当に係る各発行価額の適正性に関し、実績のある第三者機関が公正価値評価を行っており、そのプロセスや評価結果に不合理な点は見出せない。

(エ) 希薄化について

本第三者割当により既存株主の持株比率及び議決権比率に大きな希薄化が生じるもの、本第三者割当により調達した資金が前記の各資金需要のために充当されることで、当社における中長期的な財務基盤の安定、また当社の事業成長戦略の推進、ひいては当社の企業価値の向上にそれぞれ資すると考えられる。本第三者割当が当社の株主価値の向上につながる蓋然性は非常に高いと思われ、当社の株主にとっては希薄化を上回る効果があると評価できることから、本三者割当による希薄化の程度に照らしても合理性が認められる。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、2019年3月28日開催の取締役会において、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

(※) 当社と高橋明人弁護士との間には顧問契約を含め、一切取引をした事実は無く、独立性は確保されています。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2016年6月期	2017年6月期	2018年6月期
連結売上高	2,410,315千円	2,411,724千円	3,786,769千円
連結営業利益	155,057千円	167,891千円	1,216,569千円
連結経常利益	141,852千円	182,882千円	1,194,549千円
親会社株主に帰属する当期純利益	73,459千円	123,672千円	1,071,626千円
1株当たり連結当期純利益	8.42円	14.17円	122.56円
1株当たり配当金	-	-	7.50円
1株当たり連結純資産	156.84円	169.48円	294.43円

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2018年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,981,100株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	1,256,750株	13.99%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,018,683株	22.48%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-%

(注) 上記表中の数値には、第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権に係る潜在株式数が、第1回新株予約権付社債については現時点の転換価額における潜在株式数として762,450株(8.49%相当)、下限転換価額における潜在株式数として1,524,383株(16.97%相当)、また第15回新株予約権については現時点の行使価額における潜在株式数として400,000株(4.45%相当)（下限行使価額においても潜在株式数は同じです。）含まれていますが、上記「I 第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入消却について」に記載のとおり、当社は2019年4月15日付で、第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権を買入消却する予定です。また、上記表中の数値には、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数として94,300株(1.05%相当)が含まれています。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年6月期	2017年6月期	2018年6月期
始 値	347円	555円	513円
高 値	730円	639円	8,060円
安 値	325円	358円	480円
終 値	550円	507円	3,185円

(注) 各株価は、名古屋証券取引所（セントレックス）における株価を記載しております。

② 最近6か月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	3,185円	2,800円	2,420円	1,306円	1,800円	1,930円
高 値	3,800円	3,135円	2,437円	2,440円	2,122円	1,994円
安 値	2,200円	2,456円	1,291円	1,277円	1,685円	1,618円
終 値	2,835円	2,482円	1,385円	1,814円	1,890円	1,712円

(注) 1. 各株価は、名古屋証券取引所（セントレックス）における株価を記載しております。

2. 2019年3月の株価については、2019年3月27日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2019年3月27日
始 値	1,682円
高 値	1,726円
安 値	1,669円

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧説行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

終 値	1,712 円
-----	---------

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払込期日	2018年10月31日
調達資金の額	499,859,200円
発行価額	2,656円
募集時における発行済株式数	8,792,600株
当該募集による発行株式数	188,200株
募集後における発行済株式総数	8,980,800株
割当先	CVI Investments, Inc.
発行時における当初の資金使途	「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途 ①前回第三者割当の資金使途と充当状況」に記載のとおりです。
発行時における支出予定時期	2018年10月～2023年9月
現時点における充当状況	「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途 ①前回第三者割当の資金使途と充当状況」に記載のとおりです。

・第三者割当による第1回新株予約権付社債の発行

払込期日	2018年11月9日
調達資金の額	2,249,989,950円
転換価額及びその修正条件	当初転換価額2,951円 上限転換価額は修正条件から実質的に2,951円となります。 下限転換価額は1,476円です。 第1回新株予約権付社債修正日において、第1回新株予約権付社債修正日価額が、当該第1回新株予約権付社債修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該第1回新株予約権付社債修正日以降、当該第1回新株予約権付社債修正日価額に修正されます。但し、第1回新株予約権付社債修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とします。
募集時における発行済株式数	8,792,600株
割当先	CVI Investments, Inc.
当該募集による潜在株式数	当初潜在株式数762,450株
現時点における転換状況	転換済株式数：0株 (残高2,249,989,950円、転換価額2,951円)
発行時における当初の資金使途	「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途 ①前回第三者割当の資金使途と充当状況」

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	に記載のとおりです。
発行時における支 出予定時期	2018年10月～2023年9月
現時点における充 当状況	「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途 ①前回第三者割当の資金使途と充当状況」に記載のとおりです。
そ の 他	<p>第1回新株予約権付社債に係る買取契約において、以下の内容が定められています。</p> <p>(1) 第1回新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第1回新株予約権付社債に係る買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 前回第三者割当により割り当てる新株式、第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要な事実を伝達していないこと <p>(2) 各第1回新株予約権付社債修正日において、上記(1)③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当先は、第1回新株予約権付社債に係る社債のうち、同社債の総額の6分の1に相当する額又は残存する同社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分（以下「第1回新株予約権付社債対象部分」といいます。）を、当社普通株式に転換するものとする。但し、割当先は、当該第1回新株予約権付社債修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる転換の全部又は一部を、次回以降の第1回新株予約権付社債修正日に繰り延べることができる。なお、最終の第1回新株予約権付社債修正日である2021年11月9日において、上記(1)③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が第1回新株予約権付社債に係る下限転換価額を上回ることを条件として、割当先は、かかる繰り延べられた第1回新株予約権付社債対象部分及び残存する第1回新株予約権付社債に係る社債の総額を、当社普通株式に転換するものとし、この場合において繰り延べは行われない。</p> <p>(3) 各第1回新株予約権付社債修正日において、修正後の転換価額が第1回新株予約権付社債に係る下限転換価額以下となる場合、当社は、第1回新株予約権付社債対象部分を、第1回新株予約権付社債に係る社債の金額100円につき108円で償還しなければならない。但し、割当先は、当該第1回新株予約権付社債修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降の第1回新株予約権付社債修正日に繰り延べることができる。</p> <p>(4) 各第1回新株予約権付社債修正日において上記(1)③乃至</p>

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が第1回新株予約権付社債に係る下限転換価額を上回ることを条件として、当社は、割当先に対して10日前までに書面により通知することにより、当該第1回新株予約権付社債修正日において、第1回新株予約権付社債に係る社債のうち第1回新株予約権付社債対象部分を、第1回新株予約権付社債対象部分の額面金額を当該第1回新株予約権付社債修正日における転換価額で除して得られる数に、当該第1回新株予約権付社債修正日に先立つ10連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い額を乗じた額に相当する金額で償還することができる。この場合、当該第1回新株予約権付社債修正日において上記(2)の転換は行われない。
--	--

(注) 第1回新株予約権付社債につきましては、2019年4月15日付で当社が買入消却する予定です。

・第三者割当による第15回新株予約権の発行

割 当 日	2018年10月31日
発行新株予約権数	4,000個
発 行 価 額	1,886円(総額7,544,000円)
発行時における調達予定資金の額	1,187,944,000円
割 当 先	CVI Investments, Inc.
募集時における発行済株式数	8,792,600株
当該募集による潜在株式数	400,000株
現時点における行使状況	行使済株式数: 0株 (残新株予約権数4,000個、行使価額2,936.3円) 行使価額は2018年11月9日付の調整後の価額です。
現時点における調達資金の額	7,544,000円
発行時における当初の資金使途	「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期(2)調達する資金の具体的な使途 ①前回第三者割当の資金使途と充当状況」に記載のとおりです。
現時点における充当状況	「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期(2)調達する資金の具体的な使途 ①前回第三者割当の資金使途と充当状況」に記載のとおりです。

(注) 第15回新株予約権につきましては、2019年4月15日付で当社が買入消却する予定です。

11. 発行要項

別紙1「株式会社オウケイウェイヴ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)発行要項」及び別紙2「株式会社オウケイウェイヴ第16回

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

新株予約権（第三者割当て）発行要項」をご覧ください。

以 上

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

別紙1

株式会社オウケイウェイヴ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発行要項

1. 社債の名称

株式会社オウケイウェイヴ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金2,749,980,000円

3. 各社債の金額

金91,666,000円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額100円につき金100円

5. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2019年4月15日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2019年4月15日

10. 募集の方 法

第三者割当ての方法により、CVI Investments, Inc.に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、2022年5月2日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられ又は承継されることとなるもの（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会）で承認決議した場合、償還日の2週間前までに本新株予約権付社債権の保有者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に通

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

知した上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額 100 円につき 115 円で償還する。

- (3) 当社は、当社が発行する株式が株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）により監理銘柄（審査中）、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となつた場合、又は当社が第 14 項により期限の利益を喪失した場合には、当該銘柄に指定された日、上場廃止が決定した日又は期限の利益を喪失した日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額 100 円につき 115 円で償還する。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に、当社普通株式の全てを取得する旨の当社株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、当該スクイーズアウト事由に係る決議日から 2 週間以内に本新株予約権付社債権者に通知した上で、償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該通知の日から 14 営業日目の日よりも前に株式売渡請求に基づく特別支配株主による株式の取得が行われる場合には、かかる償還日は当該株式の取得日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額 100 円につき 115 円で償還する。
- (5) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (6) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。
- (7) 当社が本項に従った支払いをする場合、利息制限法に定める制限の範囲内で行われるものとする。

12. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 30 個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第(4)号(ロ)に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初 1,712 円とする。但し、転換価額は下記(ハ)及び(ニ)の規定に従って修正又は調整される。

(ハ) 転換価額の修正

2019 年 10 月 15 日、2020 年 4 月 15 日、2020 年 10 月 15 日、2021 年 4 月 15 日、2021 年 10 月 15 日及び 2022 年 4 月 15 日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ 10 連続取引日において取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の転換価額が 856 円（以下「下限転換価額」といい、下記（ニ）の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。

(ニ) 転換価額の調整

① 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} = \frac{\text{既発行}}{\text{転換価額}} \times \frac{\text{新発行} \cdot \times 1 \text{株当たりの}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{処分株式数}}{\text{転換価額}} \times \frac{\text{払込金額}}{\text{時価}}} \\ \text{転換価額} \end{array}$$

② 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記⑥(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 下記⑥(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記⑥(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記⑥(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 本号(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} - \text{調整後} \\ \text{転換価額} \quad \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記④号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{転換価額}} \times \frac{\text{時価} - 1\text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剩余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金 91,666,000 円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- ④(i) 「特別配当」とは、2022年4月22日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金91,666,000円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
- (ii) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- ⑤ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ⑥(i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（但し、上記②(v)の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てるを受けける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日ににおける当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②(v)の場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑦ 上記②記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑧ 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2019年4月16日から2022年4月22日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

(イ) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日

(ロ) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日

(ハ) 当社が、第11項第(2)号又は第(3)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降

(二) 当社が、第14項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第19項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

(ロ) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

(ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(10) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (イ) 当社が第11項の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。
- (ロ) 当社が第12項第(4)号(ハ)若しくは(ニ)、第12項第(10)号又は第13項の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (ホ) 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (ヘ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

15. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

16. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

株式会社オウケイウェイヴ 経営管理本部

17. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

21. その他

その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

別紙2

株式会社オウケイウェイヴ第16回新株予約権（第三者割当て）
発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社オウケイウェイヴ第16回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」とい
う。）

2. 申込期間

2019年4月15日

3. 割当日

2019年4月15日

4. 払込期日

2019年4月15日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 400,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

4,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 1,362 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 13.62 円）

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,712円とする。

10. 行使価額の修正

行使価額は、2019年10月15日、2020年4月15日、2020年10月15日、2021年4月15日、2021年10月15日及び2022年4月15日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ10連続取引日において株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正日における修正後の行使価額が2,568円（以下「上限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を上回ることとなる場合には行使価額は上限行使価額とし、856円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} = \frac{\text{既発行}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{新発行} \cdot \text{×} \frac{1\text{株当たりの}}{\text{処分株式数}} \text{払込金額}}{\text{株式数}} \\ \text{行使価額} \quad \text{調整前} \times \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額、上限行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2019年4月16日から2022年4月22日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の買取り

- (1) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられ又は承継されることとなるもの（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会）で承認決議した場合、買取日の2週間前までに本新株予約権者に通知した上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、ブラックショールズ価格（下記(4)に定義する。以下同じ。）で本新株予約権を買い取るものとする。
- (2) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、当該事由が発生した日に、本新株予約権者からブラックショールズ価格で本新株予約権を買い取るものとする。
 - (イ) 当社が発行する株式が取引所により監理銘柄（審査中）、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となったとき。
 - (ロ) 当社が第10項又は第11項の規定に違背し、本新株予約権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
 - (ハ) 当社が社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (二) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(ホ) 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(ヘ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(3) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に、当社普通株式の全てを取得する旨の当社株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権者に対して、当該スクイーズアウト事由に係る決議日から2週間以内に本新株予約権者に通知した上で、買取日（かかる買取日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日よりも前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該通知の日から14営業日目の日よりも前に株式売渡請求に基づく特別支配株主による株式の取得が行われる場合には、かかる買取日は当該株式の取得日よりも前の日に繰り上げられる。）に、ブラックショールズ価格で本新株予約権を買い取るものとする。

(4) 「ブラックショールズ価格」とは、ブラック・ショールズ・モデルに基づき、当社及び本新株予約権者の双方が合理的に満足する方法として別途合意される算定方法により算出される本新株予約権の公正価額をいう。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 1,362 円とした。

19. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

三菱 UFJ 銀行 渋谷明治通支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

23. その他

(1) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権の買入れ及び消却並びに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。